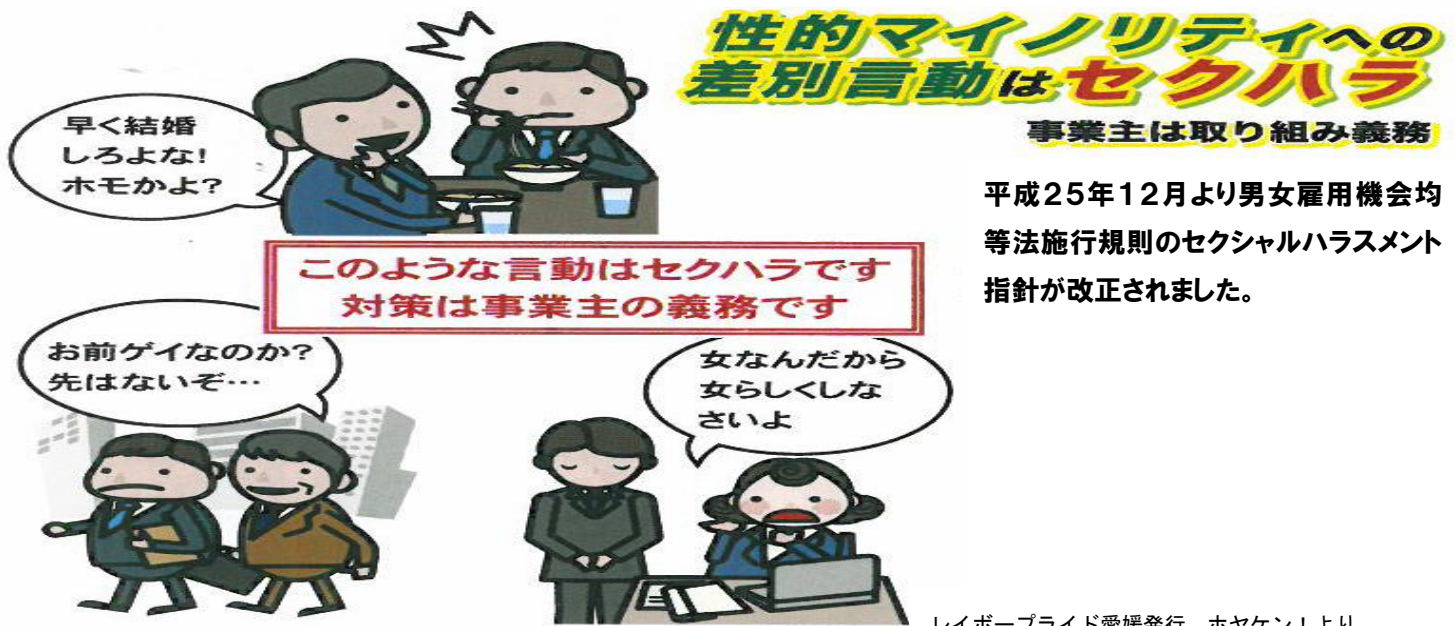


～ 毎月10日は「人権を考える日」～

性的マイノリティって何？

「セクシャルマイノリティ」「性的少数者」ともいいます。性的マイノリティとは、同性愛や性別に違和感を覚える人々や性同一性障がいなどの人々をいいます。「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」・・・としている社会からみて少数者という意味です。



同性愛

同性愛は「変態性欲」、「倒錯的」といった偏見や誤解が根強くあります。国際精神医学会やWHO（世界保健機構）では治療の対象外とされており**変態や病気ではありません。**

性同一性障がい

「身体の性」と「心の性（性自認）」が異なる、もしくは違和感を覚え**精神科で「性同一性障がい」の診断を受けた人**の事をいいます。2003年7月に性同一性障害特例法が成立。

西条市では、「人権・同和教育講座」や「企業・事業所における人権・同和教育研修会」等において性的マイノリティに関する教育・啓発を行っています。

学校教育においても身近な人権課題として学習に取り組み始めています。

正しい知識を身につけ、繰り返し学習し、みんなが生きやすく、幸せな地域づくりをめざしていきましょう。